

# 令和 8 年第 1 回区議会定例会

## 議案説明資料 (追加提案分③)



(議案第38号)

## 杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例

### <改正の趣旨>

地方税法等の一部が改正されたことに伴い、軽自動車税の環境性能割を廃止する等の必要があるため、この条例案を提出する。

なお、関連する3件の条例を条建てで改正することとする。

### <改正の概要>

#### 1 第1条による杉並区特別区税条例の一部改正

(1) 「軽自動車税の環境性能割」を廃止するとともに、現行の「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」とすること等とする。(第38条、第38条の2、第38条の4から第41条まで及び第43条から第47条の2まで並びに附則第5条の2から第6条の2まで)

(2) その他必要な規定の整備を行う。(第16条、改正前の附則第3条の5及び第3条の5の2並びに附則第4条、第7条、第9条、第10条、第12条、第13条及び第14条から第14条の3まで)

#### 2 第2条によるアメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例に関する条例の一部改正

アメリカ合衆国軍隊の構成員等の所有する軽自動車等に対する現行の「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」とすることとする。(題名、第1条から第5条まで及び別記様式)

#### 3 第3条による杉並区特別区税条例等の一部を改正する条例の一部改正

現行の「軽自動車税の種別割」を「軽自動車税」とすることとする。

(附則第5条)

### <実施の時期等>

1 令和8年4月1日から施行する。(附則第1項)

2 必要な経過措置を定める。(附則第2項から第4項まで)

【問合せ先】

課税課 内線1201